ロ　当該特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号ロに掲げる事業に限る。）のために行われた貸付けである場合　その旨及び当該特定貸付けを行つた年月日を証する同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（第六項第二号において「農地利用集積円滑化団体」という。）の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

三　特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第三号に掲げる貸付けである場合　当該特定貸付農地等に係る同号に規定する農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

3　法第七十条の四の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　法第七十条の四の二第三項に規定する貸付期限（以下この項及び第六項において「貸付期限」という。）が到来した場合において、同条第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行つたとき　その旨及び同条第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに次に掲げる事項

イ　届出者の氏名及び住所又は居所

ロ　特定貸付農地等につき賃借権等の消滅があつた場合に該当することとなつた旨及びその該当することとなつた年月日

ハ　貸付期限が到来した特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

ニ　ハの特定貸付農地等のうち当該新たな特定貸付けを行つたものの所在、地番、地目及び面積

ホ　当該新たな特定貸付けに関する第一項第三号から第五号までに掲げる事項

ヘ　第一項第五号に規定する存続期間の満了前に貸付期限が到来した場合には、その旨及びその到来した事情の詳細

ト　第一項第六号に掲げる事項

チ　その他参考となるべき事項

二　猶予適用者が貸付期限が到来した特定貸付農地等について当該猶予適用者の農業の用に供した場合　その旨及び法第七十条の四の二第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに次に掲げる事項

イ　前号イからハまで、ヘ及びトに掲げる事項

ロ　当該猶予適用者の農業の用に供した特定貸付農地等の用に供されていた農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

ハ　法第七十条の四の二第三項に規定する届出書の提出の時における当該特定貸付農地等の用に供されていた農地又は採草放牧地の利用状況

ニ　当該猶予適用者の農業の用に供した年月日

ホ　その他参考となるべき事項

4　施行令第四十条の六の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　前項第一号に掲げる場合　第二項各号に定める書類

二　前項第二号に掲げる場合　その旨を証する特定貸付農地等の用に供されていた農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会の書類

5　施行令第四十条の六の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名及び住所又は居所

二　第三項第一号ロ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項

三　法第七十条の四の二第四項の承認に係る特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

四　その他参考となるべき事項

6　施行令第四十条の六の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、貸付期限が到来した特定貸付農地等が存する次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第四十条の六第四十六項第一号に掲げる区域　当該特定貸付農地等について猶予適用者から法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該区域に係る農地保有合理化法人の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

二　施行令第四十条の六第四十六項第二号に掲げる地域　当該特定貸付農地等について猶予適用者から法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該地域に係る農地利用集積円滑化団体の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

三　施行令第四十条の六第四十六項第三号に掲げる区域　当該特定貸付農地等について猶予適用者から法第七十条の四の二第一項第三号に掲げる貸付けの申込みを受けた当該区域に係る市町村長の書類で当該申込みを受けたことを証するもの

7　第三項及び第四項の規定は、法第七十条の四の二第五項に規定する届出書の記載事項及び施行令第四十条の六の二第五項において準用する同条第二項に規定する届出書に添付する書類について準用する。

8　第三項から前項までの規定は、法第七十条の四の二第八項において同条第三項から第七項までの規定を準用する場合及び施行令第四十条の六の二第七項において同条第二項から第六項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三項中「貸付期限（」とあるのは「耕作の放棄（」と、「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄」と、「）が到来した」とあるのは「）があつた」と、「貸借権等の消滅があつた」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、「貸付期限が到来した特定貸付農地等」とあるのは「耕作の放棄があつた特定貸付農地等」と、第六項中「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と読み替えるものとする。

9　施行令第四十条の六の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、引き続いて法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けたい旨及び特定貸付農地等に係る特定貸付けに関する事項で次に掲げるものとする。

一　第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二　当該特定貸付農地等について引き続き特定貸付けを行つている旨

10　猶予適用者が特定貸付けを行つている場合における前条第三十九項及び第四十三項の規定の適用については、同条第三十九項中「営農困難時貸付け」とあるのは「法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付け」と、「営農困難時貸付農地等の」とあるのは「同項に規定する特定貸付農地等に」と、「営農困難時貸付農地等の」とあるのは「特定貸付農地等の」と、同条第四十三項第三号及び第四号中「第七十条の四第二十一項」とあるのは「第七十条の四の二第一項」とする。

第二十三条の八第三項第六号中「すべて」を「全て」に改め、同項第七号中「前条第三項第六号」を「第二十三条の七第三項第六号」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項各号」を「第二十三条の七第四項第一号から第三号まで」に、「同項各号」を「当該各号」に改め、同項第二号中「場合　次に」を「場合　当該特例農地等が当該区域内にある旨を証する当該特例農地等の所在地の市町村長の書類及び次に」に改め、同号イ中「、当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該特例農地等が施行令第四十条の七第八項に規定する区域内にある旨を証する当該特例農地等の所在地の市町村長の書類」を削り、同号ロ(1)中「、当該」を「及び当該」に改め、「及び施行令第四十条の七第八項に規定する区域内にある旨」を削り、同号ロ(2)中「、当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該特例農地等が施行令第四十条の七第八項に規定する区域内にある旨を証する当該特例農地等の所在地の市町村長